

和 解 条 項

1 審原告らと1 審被告とは、小田急小田原線の代々木上原駅から喜多見駅までの区間（以下「本件区間」という。）における沿線に居住し又は勤務する1 審原告らが、連続立体交差化事業（以下「本件事業」という。）を契機として、平成10年、騒音等による被害の回復、居住環境の保全を求めて本件訴訟を提起し、以来今日まで長年経過したこと、これまで当事者双方が真摯な主張立証を尽くしてきたこと、平成7年12月20日付け環境庁大気保全局長通知「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」（以下「環境庁指針」という。）においても在来鉄道につき必要な騒音対策を講じることが求められてきたこと等を勘案して、長年にわたる本件紛争に終止符を打ち、被害の再発を防止するとともに、早期に本件紛争を円満に解決し沿線の居住環境の保全を図ることが重要であることに鑑み、裁判所の勧告に基づき、次のとおり和解する。

1(1) 1 審被告は、1 審原告らに対し、本和解成立後速やかに、環境庁指針の定める測定点において、高架化された本件区間における鉄道の走行による騒音レベルを $L A e q (7-22時)$ が65dB以下、 $L A e q (22-7時)$ が60dB以下とする。ただし、測定方法及び評価並びに除外区間は、環境庁指針の定めるところによるものとする。

(2) 1 審被告は、本和解成立後遅くとも2年以内に、上記(1)の測定点上の高架橋床版上面から1.2mの高さにおいても同様に前項の騒音レベルとするため、1 審原告らに対する騒音低減対策を実施する。ただし、測定方法及び評価並びに除外区間は、上記(1)と同様とする。

(注) 1 審被告が騒音測定を行う場合には、本件事業の環境影響評価書における騒音測定地点を参考として、本件区間のうち、「地域の騒音を代表すると思われる屋外の地点」で行うものとし、上記(2)の測定に当たり支障のない場所を選定するものとする。ただし、その選定に当たって

は、公正中立な専門機関の意見を聴取する。

2(1) 1審被告は、1審原告らに対し、本件和解金として5500万円の支払義務があることを認める。

(2) 1審原告らと1審被告とは、1審被告が原判決の仮執行宣言を受けて平成22年9月24日に1審原告らに1184万2685円を支払済みであることを確認し、その全額を上記(1)の1審被告の支払義務に充当することを合意する。

(3) 1審被告は、1審原告らに対し、上記(1)の金員から上記(2)の金員を控除した残額4315万7315円を、平成26年8月末日限り、1審原告らの訴訟代理人斉藤驍が指定する次の口座に振り込む方法により支払う。

銀行名：三井住友銀行麹町支店

口座名義：小田急騒音等複合汚染阻止訴訟弁護団 代表 弁護士 斉藤驍
(オダキュウソウオントウフクゴウオセンソショウベンゴダン
ダイヒョウ ベンゴシ サイトウ ギョウ)

口座番号等：普通預金口座 1663638

(4) 1審原告ら各自に対する本件和解金の配分及び支払は、1審原告らの訴訟代理人らが責任をもって行うものとする。

3 1審被告は、1審原告らの騒音被害による紛争が再発することを防止して本件区間の沿線における居住環境を保全することが重要であることを考慮して、今後とも、車両及び鉄道設備の改良等による鉄道騒音の低減化に努めるとともに、引き続き車輪・レールの保守整備等の騒音対策を講ずるものとする。

4 1審原告らは、その余の請求を放棄する。

5 1審被告は、民訴法260条2項の申立てを取り下げる。

6 1審原告らと1審被告は、本件に関し、1審原告らと1審被告との間に、本和解条項に定めるほか、他に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

7 訴訟費用は、第1、2審とも各自の負担とする。